

# 仕 様 書

## 1 業務名

ふくしま花回廊周遊促進事業業務委託

## 2 業務委託期間

契約締結日から令和7年10月31日(金)まで

## 3 履行場所

福島市の指定する場所

## 4 業務の目的

福島市の観光の目玉となる花観光をPRするため、ふくしま花回廊スポット、福島市内の観光スポットや飲食店、ふくしま三名湯(飯坂・土湯・高湯温泉)の宿泊施設等を対象としたデジタルスタンプラリーを実施し、花回廊スポットへの誘客及び地域経済の活性化を促進する。

## 5 業務内容

ふくしま花回廊スポット、福島市内の観光スポットや飲食店、ふくしま三名湯の宿泊施設の周遊を目的とした、個人が所有するスマートフォンや携帯電話等(以下「モバイル端末」という。)を活用したデジタルスタンプラリー(以下「デジタルラリー」という。)に係る企画業務、スタンプ獲得箇所募集調整業務、広報業務、抽選・発送業務、その他デジタルラリーの実施に係る全ての業務とし、詳細な内容は以下のとおりとする。

### (1)企画業務

以下の項目の内容を踏まえ、発注者と協議のうえ、デジタルラリーの企画業務を実施すること。

#### ① デジタルラリーのスタンプ獲得期間

令和7年3月20日(木・祝)～8月31日(日)までとすること。

#### ② デジタルラリーに使用するシステム

スタンプ獲得に使用するモバイル端末は、参加者個人が所有するものとし、システムには次に掲げる機能を備えること。

i 可能な限り多くのモバイル端末に対応可能なシステムとすること。

ii 参加者が自らの意思で簡易にユーザー登録をすることにより、参加できるシステムを作成すること。

iii 参加者がデジタルラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限りユーザー登録の情報等が引き継げるようなシステムとすること。

iv スタンプの獲得箇所をモバイル端末等で閲覧できるようにすること。

#### ③ スタンプの獲得方法

- i スタンプ獲得箇所において、QRコード機能等を活用し、参加者が分かりやすく、便利な方法でスタンプを獲得できるようにすること。
- ii スタンプの種類は、「花回廊・観光スタンプ」「飲食スタンプ」「宿泊スタンプ」の3種類とする。
- iii 「花回廊・観光スタンプ」は、「ふくしま花回廊スポット(約27箇所)」または「観光スポット(約33箇所)」に訪問することでスタンプを1個獲得できるものとする。
- iv 「飲食スタンプ」は、「飲食店等のスポット(約270箇所)」での金銭の消費によりスタンプを1個獲得できるものとする。
- v 「宿泊スタンプ」は、「宿泊スポット(ふくしま三名湯の宿泊施設)(約50～70箇所)」での宿泊によりスタンプを1個獲得できるものとする。また、宿泊のインセンティブとして、宿泊スポットでの宿泊により「花回廊・観光スタンプ」も1個獲得できるものとする。

#### ④ 抽選への応募方法

- i 応募に必要なスタンプ数は、「花回廊・観光スタンプ」「飲食スタンプ」を合わせて4個とし、「花回廊・観光スタンプ」を2個以上獲得すること。
- ii 1回の応募にあたって、すでにスタンプを獲得した箇所で再度スタンプを獲得することはできないものとする。
- iii 参加者が上記の応募条件を達成した場合、モバイル端末のデジタルラリー画面上から抽選へ応募できるものとする。
- iv 応募の際には、賞品の発送に必要な情報(氏名、年齢、住所、連絡先電話番号)に加え、スタンプ獲得箇所での消費額、満足度等のアンケートを実施し情報収集すること。
- v 応募後は、獲得したスタンプをリセットし、再度参加できるものとする。ただし、「宿泊スタンプ」はリセットせず、デジタルラリー開催期間を通じて有効なものとする。

#### ⑤ 備品の準備・設置

スタンプ獲得箇所には、スタンプ獲得に必要な次の備品を準備し、設置することができるよう手配すること。

[成果品]

- ・「ふくしま花回廊スポット」及び「観光スポット」:QRコード付きポスターまたは看板(約60部)
- ・「飲食店等のスポット」:QRコード付きパネル(約270部)
- ・「宿泊スポット」:QRコード付きパネル(約1,700部)

#### ⑥ デジタルラリーの実施に係るマニュアルの作成

スタンプ獲得箇所向けの「デジタルラリー実施マニュアル」を作成し、スタンプ獲得箇所に配布・説明すること。

### (2)スタンプ獲得箇所募集業務

以下の項目を踏まえ、スタンプ獲得箇所を合計400箇所程度募集し、集約すること。

[成果品]

- ・スタンプ獲得箇所募集案内通知 1式(約400部)

① 「ふくしま花回廊スポット」については、発注者が指定するスポット(約27箇所)と調整を行うこと。

ただし、スタンプ獲得期間は各スポットの花の見頃に合わせて設定することとし、双方協議のうえ決定する。

- ② 「観光スポット」については「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」パンフレット掲載スポットやふくしま三名湯の公衆浴場を中心に約33箇所程度募集し、集約すること。
- ③ 「飲食店等のスポット」については、市内に本社を置く飲食店(個人が営む店舗を含む)等とし、「ふくしま花回廊スポット」周辺飲食店、福島駅周辺飲食店、あづま山麓エリアガイド掲載店、スイーツ・プレミアム参画事業者、市内醸造所(金水晶酒造店、みちのくふくしま路ビール、おららの酒 Bar・醇醸蔵、あづま山麓醸造所、Yellow Beer Works)等から約270箇所程度募集し、集約すること。
- ④ 「宿泊スポット」については、ふくしま三名湯の宿泊施設から約50～70箇所程度募集し、集約すること。
- ⑤ スタンプ獲得箇所を集約する際、スポットの紹介文及び独自の特典がある場合はその内容を作成させて提出させること。

### (3)PR・広報業務

以下の項目を踏まえ、ふくしま花回廊及びデジタルラリーのPR・広報を実施すること。

#### ① デジタルラリー広報PRツールの作成・配布

デジタルラリーの実施を広報するため、次のツールを準備し、設置することができるよう手配すること。

[成果品]

- ・全体広報用ポスター(B1) 20部
- ・全体広報用チラシ(B4両面) 3,000部
- ・スタンプ獲得箇所広報用ポスター(B3) 約400部
- ・「宿泊スポット」広報用卓上ポップ(Y100mm×T364mm) 約1,700部
- ・「ふくしま花回廊スポット」「観光スポット」広報用のぼり旗(土台、ポールを含む) 約60部

#### ② デジタルラリー特設サイトの開設

特設サイトを開設し、スタンプ獲得箇所の集約の際に提出させた紹介文や取材に基づき、紹介ページを作成すること。

また、「花見山特設サイト」(<https://www.hanamiyama.jp/>)内の「ふくしま花回廊」ページとの連携が図れるようにすること。

さらに、SNS等を活用した情報発信を行うこと。

#### ③ ふくしま花回廊広報 PR ツールの作成・配布

ふくしま三名湯宿泊者に対し、ふくしま花回廊を周知するため、客室設置用マップを作成し配布すること。

[成果品]

- ・客室設置用マップ(A4両面 パウチ加工) 約1,700部

#### ④ その他の広報

上記以外にも、デジタルラリー及びふくしま花回廊を効果的に広報できる手段について、提案が

できるものとする。

#### (4)抽選・発送業務

以下の項目を踏まえ、賞品の購入・抽選・発送業務を実施すること。

① 賞品は下記の内容、本数を基本とし、賞品代は400万円程度とする。

賞品名(仮)	内容	単価相当	本数
ふくしま三名湯賞(※)	ふくしま三名湯宿泊補助券	10,000円	100本
ふくしま地酒賞	ふくしま地酒詰め合わせ	3,000円	300本
ふくしまスイーツ・プレミアム賞	ふくしまスイーツ・プレミアム商品 詰め合わせ	3,000円	300本
ふくしまグルメ賞	ふくしま特産品詰め合わせ	3,000円	429本
計			1,129本

※ 「ふくしま三名湯賞」は、宿泊のインセンティブとして、応募のあった者のうち各抽選期間の末日までに「宿泊スタンプ」を獲得した者のみ抽選の対象とする。

② 抽選及び賞品の発送は、複数回に分けて行うこと。

第1回抽選期間 3月20日(木・祝)～4月30日(水)

第2回抽選期間 5月 1日(木)～6月30日(月)

第3回抽選期間 7月 1日(火)～8月31日(日)

③ 個人情報、賞品の抽選に応募する時点で収集することとし、賞品当選時の連絡と発送のみに利用する。

④ 賞品に係る費用(購入費、梱包費、抽選・発送費等)は、本業務委託に含む。

⑤ 賞品の当選者の選定方法については、厳正な抽選によるものとする。

#### (5)その他の業務

① 実施スケジュールの作成

より多くの参加者が見込めるよう、準備期間、広報PR期間などを適切に設定のうえ、着手から完了までのスケジュール(工程表)を作成し、発注者に事前に提示すること。

② 人員・組織体制の整備

本業務を適切に遂行するための実施体制を整え、企画提案時に発注者に提案すること。

③ コールセンターの設置

デジタルラリー開催までの準備期間にかかる事務局機能として、参加店募集開始時から令和7年3月19日(水)までの期間(土日、祝日は除く)、専用回線もしくは携帯電話を1本以上開設し、スタンプ獲得箇所からの問い合わせ等に対応すること。

④ デジタルラリーに係る備品・広報PRツール等の物品の処分

スタンプ獲得箇所に配布した備品・広報PRツールといった物品については、受注者において、スタンプ獲得箇所の意向を事前に確認し、受注者による回収もしくはスタンプ獲得箇所による廃棄等

によるのかなど、処分の方法を決めて対応すること。なお、発注者が指示する備品に関しては、業務委託終了後、発注者に帰属するとともに、発注者が指定する場所に納品するものとする。

## 6 その他

- (1)本契約においては、個人情報保護法等関係法令及び福島市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (2)受注者は、本業務を通じて知り得た情報を本業務の用に供する目的以外には利用してはならない。  
また、発注者の承諾なく第三者に開示してはならない。
- (3)本仕様に定めのない事項については、双方協議のうえ決定すること。